



Kernel通信

神戸大学附属図書館電子図書館担当

(Issue Date)

2022-03-14

(Resource Type)

other

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100475651>





第 26 号 木下先生インタビュー

Kernel 通信では研究者の方々に、普段のご研究の内容や方法、図書館のサービス等についてご意見を伺い、紹介しています。今回は、法学研究科の木下昌彦先生にお話を伺いました。

(本インタビューはオンラインにて実施しました)



- [1] [専門とご経歴](#)
- [2] [研究の進め方](#)
- [3] [アメリカ留学](#)
- [4] [オープンアクセスについて](#)
- [5] [図書館サービスについて](#)

専門とご経歴

—先生のご専門について、簡単にご説明いただけますか。

木下先生 (以下 木下) : 私の専門は憲法になります。憲法の中では、良い意味でも悪い意味でも手広く研究しており、大きく分けて表現の自由、経済的自由、地方自治というのが少なくともこの 10 年間の三つの柱になってきました。また同時に憲法判例の研究も私の一つの重要なテーマです。憲法判例の研究は、法科大学院での教育と表裏一体になっていて、授業を準備する中で判例について気付いた点を論文や判例評釈として発表しています。最近ですと『精読憲法判例』[\[1\]](#)という法科大学院で使用する教材を、編集代表として出版させていただきました。これなどはまさに研究と教育両方を兼ねた一つの業績といえるかもしれません。また留学を契機として比較憲法の研究をしております。これは最近ずっと密かに打ち込んでおり、近いうちに英語の査読付き論文をどんどん出していきたいと考えています。これはまだ実現していないので現時点で取り組んでいるものということになります。

—今お話いただいた専門の道に進もうと思われたタイミング・きっかけなどはありますか。

木下 : 私はもともと法学部ではなくて、東京大学の教養学部というところで国際関係論を専門にしていました。神戸大学の場合、国際関係論は法学部で授業が提供される一分野という位置づけですけれども、東大の場合は、独立した専門課程となっていました。学部時代は、分野に囚われることなく、経済学や政治学などいろいろな学問分野を勉強していました。当初は公務員になるつもりで国家公務員採用 I 種試験を受け、運も良かったと思いますが、法律職を 9 位で合格しました。ただ、残念ながら私を採用してく

れる省庁がどこにもなくて、結局就職できなかったんです。今から考えると私は全く官僚の仕事に向いていないので、採用担当者はやはり人を見る目があったとしか言いようがありません。そんなわけで、途方に暮れて大学を放浪していたところ、友人が今度ロースクール（法科大学院）が開設されて、学生を募集しているということを教えてくれました。ちょうど大学卒業の年が2004年だったんですけど、2004年は、日本でもロースクール制度が始まる、まさにロースクール元年となります。ロースクールに入学するためには、当時は、大学入試センターが実施していた適性試験を受験する必要があって[2]、友人から法科大学院開設の話聞いたのが、その締め切りの3日ぐらい前だったんですね。そこで、急いで、その足で、教養学部の駒場キャンパスの近くにある大学入試センターに願書を取りに行ったのを覚えています。なので法学の道歩んだのは、結構偶然といえば偶然という側面がありました。一方で公務員試験に向けて勉強している中で、ちょっと法律っておもしろいかもと思ってまして、もっと本格的に勉強したいという思いはありました。教養学部でも、今はもうお亡くなりになった小寺彰先生という有名な国際法の先生がおられて、その先生のもとで卒業論文はNAFTAという国際条約の投資条項について研究しましたので、教養学部時から法律にはある程度は触れていたということになりますけども、より専門的に勉強したいということでロースクールに入ったということになりますね。

——そこから勉強されて、学問の道に進まれたのですね。

木下：そうですね。最初は涉外弁護士になって、大手事務所に入ってバリバリ働こうと思っていました。けれども、そのロースクールでリサーチペーパーや研究論文という選択科目があって、それを書いているうちに、さらに研究って面白いかもと思うようになりました。リサーチペーパーの指導教員は、憲法の石川健治先生にご担当いただいたのですが、その後、助教として弟子入りさせていただきました。リサーチペーパーや研究論文は、著作権と表現の自由がテーマでした。これを研究のテーマとして選んだのには明確なきっかけが確かにあります。まだ法学を専門としていない時だったんですが、2002年のNHKスペシャルで「"知"は誰のものか ～インターネット時代の大論争～」[3]という番組があって、それを偶然見ていました。それは、その後研究するようになってよく知ることになったEldred vs. Ashcroft事件というアメリカの有名な最高裁判例がありまして、その訴訟を扱うものでした。Eldred事件では、当時ミッキーマウス保護法とも揶揄されていた著作権の保護期間延長が憲法に適合するかどうかということが論争になっていると紹介されていました。番組では詳しくは論じていなかったんですが、なぜ著作権法が憲法との関係で問題となるんだろうとずっと疑問に思っていて、それを本格的に調べようと思ったんです。Yale大学のJed Rubinfeld教授のThe Freedom of Imagination[4]とか、いろんな面白い論文がたくさんあって、それでめり込んでいったっていう感じですね。実際、私と同じように、NHKスペシャルを契機に、Eldred事件やThe Freedom of Imaginationの論文とかを読んでこの分野を研究し始めた人は何人か知っているのも、一つの番組でも大きな影響力があるんだなと思います。それ以来、著作権法と憲法との関係は私の研究対象の一つになっています。先日、『知的財産法制と憲法的価値』[5]という書籍も共著者として出版させていただきました。ちなみに、神戸大学の同僚でもある前田健先生は、ロースクールの同期、同じクラスでした。彼は理系出身で同じ未修で入学し、その時以来の友人になります。前田君が特許法や著作権法といった知的財産法を専門にしている、同じように研究者になって、同じように神戸大学の法学研究科に就職して、ずっと同じところにいるわけです。すでに共同研究も何本か公表していますが、身近にそういう著作権法に詳しい人がいたっていうのも大きいです。著作権も広い意味では知的財産権といわれているように財産権の一つなんですけれども、それをどう分配するか、あるいはどうデザインするかという問題は、同じように著作権に限らず広く財産権一般についても及んでいくので、財産権一般の問題にも関心が広がり、さらに財産権に興味があると経済的自由・経済活動一般についてことで、最初の出発点は著作権と表現の自由だったんですけど、そこからいろんな分野に派生して研究しているということですね。

研究の進め方

——法学の研究っていうのはどのように進めるのでしょうか。

木下：法学の研究には様々なスタイルがあります。私自身も書く論文ごとに異なるスタイルがあります。日本の法学研究のオーソ

ドックスなスタイルというのは、例えば、憲法でいえば、主権、権力分立、法の支配のような基本的概念であったり、考え方というものがあありますが、そのような基本的概念が、歴史上どのように発展してきたのか、どのような考え方があったのかを明らかにしたりするという研究スタイルがあります。このような研究は思想史研究と近いかもしれませんが。私自身でいえば、リポジトリに登録されております「職業の自由と自己統治」[\[6\]](#)という論文がありますが、これは職業の自由や法人の人権に関するブランドイス裁判官の考え方を研究したものです。昔の人の思想を研究してどのような意味があるのかということは聞かれることがありますが、偉大な法律家の発想というものは、現代でもはっとするような発見があります。もっとも、私については、判例研究が相対的に大きな比重を占めるかもしれません。

日本の判例でも全部読むのはほぼ不可能なぐらい膨大な数の蓄積があるんですけども、その判例を研究して、今までの判例の枠組みに基づいた場合、この事件・この法的問題はどうか解決すべきかを明らかにします。あるいはそのたくさんある判例から共通する一つの視点というか枠組みを抽出して、それを新しいものに適用するというのもまた一つ典型的な方法です。科学者が様々な自然現象を調べてその中に何か一定の法則などを導き出すという作業を行います。それと同じように、たくさんある判例の中で共通する視点とかそういったものを抽出するという作業ですね。その場合、もちろん日本の判例も見ますけども、さっき紹介させていただいた Eldred 事件のようなアメリカの判例を参考にして答えや考え方を出すということもあり得ます。研究のきっかけということでしたら、私の場合、裁判所に出した意見書が論文執筆のきっかけになることがあります。例えばハイスコアガール事件という有名な事件がありまして、それは、漫画家が有名なアニメのキャラクターを漫画の中に登場させたところ、それが著作権侵害だということで刑事事件にまで発展してしまった事件です。この事件について同僚の前田先生と一緒に裁判所に意見書を出したりしたのですが、この意見書をもとに論文[\[7\]](#)を公表させていただきました。あと、私は学部時代に国際関係論を専攻していたので、もうちょっと早く知っていれば本格的に取り組めたかもしれないと思うのが、統計分析 (Large N 分析とも呼ばれます) を使った研究も国際的には盛んです。例えば世界中の憲法を調べて、どういう憲法が長生き・長続きしているとか、あるいは世界中の研究者にアンケートを送ってある条文があったらそれがどう解釈されているのかということや国ごとの違いを調査するとか、そういった比較政治にかなり近いような研究というのも世界的にされるようになってきています。

——今どき文献はデータベース上などデジタルで読まれているんですか。

木下：日本の場合はデータベースで読める文章がほとんど限定されているので、図書館に行ってコピーをするということが多いですね。それが最大のハードルで、英語で出版されている法学文献のほとんどは、データベースで入手できます。そもそもアメリカの論文はロージャーナルという形で Hein Online[\[8\]](#)とか Westlaw[\[9\]](#)とか、神戸大学でも使えるデータベースにインターネットでVPN で繋がれば自宅からでもほぼすべて読めるんですね。もちろん、日本のほぼ全ての判例は TKC[\[10\]](#)などのデータベースで読めるんですが、論文については日本の場合、データベース化されているものが非常に限定的なので、やっぱり図書館に行ってコピーして、それをもう一回自分で電子化(スキャンしてPDF 化)してそれを見るという感じになっています。また Mendeley や EndNote のような文献管理ツールを使った研究スタイルがもう当たり前で、僕も文献管理ツールにダウンロードとかスキャンした論文を入れて、それで研究しているっていう感じですね。

——学問としての法学と、法曹実務家になるための勉強ってあると思うんですけど、それってどれくらい重なっているもので、どういうところが端的に違うといえるんでしょうか。

木下：それはいろんな見方があって、学問としての法学の研究と実務家がやっている作業って全然違うものだっていう、そういう極端な立場も一つあるわけですね。私自身、法科大学院というどちらかという実務家養成に特化したところから研究者になったわけですが、「実務家養成と研究者養成は全然違うから、君の法学研究には限界がある」みたいなことをいわれたことも何回かあります。例えば、先ほど紹介したような思想史研究、つまり、ドイツやフランスの 1800 年代といったような時代に書かれた文章を読んで、その概念の発展を研究していくっていう研究スタイルについては、確かに実務家とは必ずしも接合しないところがあります。実務家がそんな昔の文章を読んだり確認したりすることはまずないわけで、判例もそういうのを意識はしないわけです。また、

例えば国家主権概念の変遷を考えた場合、もちろん日本がもう一回革命が起きるとかいう時だと実務家としても重要かもしれないんですけど、すぐさま使うってわけではないですね。なので確かにちょっとそこは隔絶しています。一方で、さっき私がお話ししたように、判例をたくさん読んでそこで一般的な法原理や判例の傾向を見て、それで事件を解決するっていうのは、これは同じ作業を実は実務家もしなくてはいけなくて、裁判官が判決文を書いたり、弁護士が裁判の準備書面を書いたりする場合には、判例や学説を調査して一定の結論を導き出す必要があります。そのような作業だけを取り出した場合、実務家と研究者の仕事はかなり重なってます。本来法科大学院というのは、そのような研究者と実務家が共通する判例や学説などのリサーチ部分について、研究者が教えるということが主目的であったと私は認識しています。特に判例研究について研究者は日々研究会で報告したり論文を書いたりしており、高い専門性をもっています。その専門的知識や技術を教えるということなんですね。判例や文献を調べる技能というのは一朝一夕に身につく技術ではありません。また、大学の図書館の方もこの点については高い専門性をお持ちであると思います。私も研究者の駆け出しの頃は図書館の人にいろいろ海外の文献の検索方法や入手方法を教えてもらったんですけど、そういったものを積んでいく必要があります。ただ、理想はそういったリサーチ方法をロースクールで教えるということだったんですけど、司法試験ではリサーチ方法っていうもの自体が問われないので、そこが抜け落ちちゃって、どちらかという既存の文献を全部頭に入れてそれを吐き出すっていう、そういうのになっていってしまっています。その点、アメリカのロースクールはやっぱりその研究と実務の連続をすごく意識していて、論文を書く機会もたくさんありますし、授業も判例を読んでその意義を探るとか、あるいはいろんなものを調べてくるとか、そういうのが基礎になっているので、そこがアメリカと日本のロースクールの大きな違いですね。

アメリカ留学

—アメリカの話が出ましたけども、まず留学に行かれた理由をお聞かせください。また、行き先は選べたのでしょうか。

木下：留学は、アメリカの論文をたくさん読んできたので、やはりアメリカに行きたいという気持ちがありました。また、やっぱり留学先であったハーバード大学は、多くの有名教授が在籍され、世界の法学研究の中心といてもいい場所で、憧れの場所でありました。

—アメリカに行ってから、思っていたのとちょっと印象違ったなとか、そういったことはありましたか。

木下：論文はたくさん読んでいたので特に研究内容が違うっていうのはないんですけど、やっぱり学会のスタイルが全然違うっていうのはありますね。具体的にいうと、日本の学会って偉い先生が壇上に出て話してそれを聴くっていうだけで、質問もあるかもしれないんですけど、基本は一方通行なんです。アメリカの学会とかだと、日本と同じように偉い先生も話したりするんですけど、その後、みんなで個別のブースに分かれて、そこで若手も含めて小さなパネル報告が行われます。聴衆もその分少なくともはなるんですけど、そこで10分とか5分とか短いなかで研究を報告します。そんなに短くて研究報告できるのかって話なんですけど、あらかじめ論文をみんなで共有しておいて、もう論文が出来上がった段階でその論文の簡単な説明をして、その論文を読んだ先生方が質問するっていう、そういう感じですね。

—「あらかじめ共有する」というのはインターネットで先に共有するということですか。

木下：そうですね。Dropbox^[11]などを使ってドラフト段階の論文を共有するんですね。SSRN^[12]などであげられている論文だったりすることもあるんですけど。書きかけの論文を共有してそれで議論するっていうのは日本ではまだあんまり根付いていないんですけど、そこでフィードバックをもらってさらに発展させるっていうスタイルですね。アメリカだけでなく世界中でそのようなスタイルが広がりつつあります。今でも思い出しますが、ボストンカレッジで開催されたワークショップにアメリカの有名な先生に誘われて行ってみたら、そんなに大きくない狭い部屋に、世界的に有名な先生方がいっぱいおられたんですね。そしたら、

じゃあ一人ずつ自己紹介してもらおうかとかっていわれて、僕に回ってきた時はめちゃめちゃ緊張しましたね。日本からやってきた木下という者なんですけど、みたいな感じで自己紹介しましたけど。その瞬間は、留学していた中で一番緊張した瞬間でした。アメリカの授業では普通に他の学生と一緒に混じって授業を受けたんですけど、いろんな人から……私結構、日本人誰でもそうだと思うんですけど、海外行ったら普通にそこら辺の人に突然話しかけたりできないんですけど、不思議といろんな人が話しかけてくれて仲良くなったりしました。本当に楽しかったですね。弁護士をしている私の妻も留学と一緒についてきたのですが、妻の資格で授業も出させてもらえるというのがあって、妻も授業に出ていました。そこで友達を作って、いろんなことを吸収して、日本に帰ってから弁護士としての人生も変わったと言っていました。授業を受けていたら、「Hi, Masahiko!」みたいな感じで後ろから話しかけられることがありました。法と開発というような授業を取っていたらアフリカから来ている人が多かったんですけど、みんな気さくに話しかけてくれる人たちで、今度 Japanese Sake が飲みたいから連れていけ、みたいな感じのことをいわれて、Japanese Sake が美味しいお店を調べて連れて行ったら、すごい感動していました。八海山だったと思いますが、美味しい Sake、これすごい Sake だって。めちゃくちゃ喜んでくれましたね。高く、獺祭が 90 ドルぐらいするんですよ。1 万円ぐらい。今思えばそれぐらい出しても良かったのかなって思うんですけど、ちょっと僕頼めなくてもう一つの、八海山にしたんですけど。それでもアフリカの人たちと一緒に行って Japanese Sake を飲んだのがいい思い出です。

——一緒に出ていた授業の学生たちってというのは、いろんな年齢の人たちがいたのですか。

木下：正直私より全然若くて、20 代の人が多いです。学部の授業も出たんですけど、学部の授業はそれこそ 18 歳～19 歳の学生と一緒に受けていました。ハーバードの学生はやっぱ賢いで議論を傍から聞いていても面白かったですね。期末試験が近づくと、教授が、いかにその試験で良い点数を取れるようになるかというのを丁寧に授業で教えていることにも驚きましたね。こういう試験ではこういうポイントを書く、ここがポイントだからって、点数をより取れるように授業をしていました。テスト自体も、そのテストで良い点が取ればまさにその授業全体がわかるように工夫されていました。単にいきなり難しいテストを出すのではなく、試験で点数を取れるように先生が誘導していくっていうスタイルを見て、これすごいなーっていうふうに勉強するところもありましたね。

——アメリカの学生は図書館にこもってガリガリ勉強するみたいなイメージがあるんですけど、そんな感じでしたか。

木下：めちゃめちゃ勉強はしてますね。あるとき、学生に「めちゃめちゃ膨大な量の予習あるけどみんなやっているの」というような話を聞いたら、「やらないってことあるの」といった感じで、やっているのかというのを質問したこと自体が、「何お前変なこと言ってんだ」みたいな、そういう感じでした。それはやっていて当然みたいな感じで。

——割と予習前提で、これを読んでから議論、みたいな。

木下：そうですね。読んでいるのを前提に、先生が学生を当てていくんですよ。当てていったり、学生が自発的に発言したり。また試験についても、まだ日本と同じようなスタイルの試験も残ってはいますが、持ち帰り試験が結構主流ですね。1 日とか 3 日とか時間を制限して、それでレポートを書いて提出するっていう、そういうものですね。さっきもお話ししたように、アメリカは覚えてきたことを吐き出すっていうよりかは、いかにリサーチをしてそれをまとめるかってことに重きを置いているのもあります。実際に私はそっちの方が合理的だと思っています。なんでかっていうと、法律なんていうのは日々刻々と変わっていくわけですよ。もちろんある程度基本的なことは暗記しなきゃいけないし、暗記していないとリサーチもできないんですけども、どこにどういった文献があってそれをどうまとめるのかっていう、そういうリサーチ能力っていうのが、実務に行ってからずっと使える能力というところになりますので。

木下：また、アメリカでは口ースクールは他学部で勉強した人が多くて、経済学や生物、化学、薬学といった理系を勉強していた

人が法学を勉強していることが主流ですね。授業も例えば独占禁止法、アメリカだとトラスト法なんですが、その授業は、経済学の数式ばかり出てくるってような感じなんですね。日本は専門分化しているから、法学だけって人が多くて、世界では、いろんな学問を研究してきた人たちがさらに法学の専門を積んでいる状況の中で、本当に国際的に太刀打ちできるのかってのは見ていて思ったところです。

—どうしても日本だと、大学に入る時にある程度分野を決めてしまうみたいなのところがありますからね。教養学部があるところは少なくなってきた。

木下：アメリカは4年間の教養学部が当たり前で、そこから専門で勉強するっていう側面があります。法学ってというのは、いろんな社会のことを知っている必要のある学問だと思います。私の場合、最近ですと、コインハイブ事件[13]っていうコンピュータプログラムの事件があって、12月10日の朝日新聞の朝刊に私のコメント[14]が載りましたけども、それもやっぱコンピュータプログラムを勉強しないといけないと思った事件でした。

—法律の専門家の方がたとえばエンジニアリングの方に話を伺うこともあるんですか。

木下：そうですね、もちろん、聞いたりします。

—法律は日々変わるってことですけど、著作権法もここ最近何度か改正されましたよね。法律が変わったときに、これまでの判例がない場合はどのように解決していくんでしょうか。

木下：これはまたリサーチ能力の問題なんですけど、新しい法律条文が出て、その意味って直ちにわからないですよ。法律が出来上がりますと、例えば商業誌の『ジュリスト』や『NBL』などでいろいろ特集が組まれるので、まずその解説を読みます。その法律を専門にしている先生、あるいは実務家は改正がなされた瞬間にその法律の解説を依頼されます。また、まず法律って審議会とか委員会とか、例えば著作権だと文化庁の委員会で議論があって、その議論を前提に条文が作られて、さらにそれが国会で議論されて法律になると思うんですけど、そういった立法の前の委員会や国会の議論の資料や議事録ってというのが、省庁のホームページに上がっているんでそういったのを見て法律の内容を掴んでいくことになります。

木下：最近日本の著作権法改正がやたら多くて、条文をご確認いただいたらわかると思うんですけど、もうめっちゃめっちゃ長くて訳わからないんですね。これも冗談かなと思ったんだけど、高校生の現代文が変わるって記事を読みました。高校生の教科書で現代文が実用的なものに変わるって話で、著作権法改正の著作権法の条文、新旧対照予定を、今までのものと新しいものを比較して、それで勉強するというもので[15]、それこそ『羅生門』などといったものが消えて、著作権法の条文を読むみたいなのが変わるとかいられています。確かに条文は大事だけど、著作権法改正の条文なんか高校時代に読まされたら、絶対法学に進む人少なくなると思いました。面白くないし、そこが法学の本質じゃないんですよ。

著作権法は各国制度が様々あるんですけど、日本で改正が多いのは、著作権者の権利あるいは出版社の権利と、著作物を自由に利用したい人の権利が対立する、その調整を、立法というか国会が行うって建前でやっているという、日本特有の事情にも依存しています。国会は頻りに著作権法の改正をしてその調整を試みるんです。アメリカの場合はフェアユース[16]とあって、調整規定があるんですけど、権利義務の調整は、基本的には裁判所がそれを行います。だから大きな改正はあまりなくて、ほとんど判例で調整をしていくってことになります。日本でもアメリカ流のフェアユースに変えるべきだっていう議論はずっと前からあります。またアメリカの図書館って非常に便利で、行ったら驚いたんですけど、図書館にこの論文の何ページをコピーしてくださいというフォームというかシステムがあって、それを打ち込んで3日ぐらい経つとその論文がメールで送られてくるんです。日本法だと最近、まさに今年の著作権法改正でできるようになったんですけど、アメリカは法改正じゃなくてもずいぶん前からやっていました。図書館がこれはフェアユースに該当するからってということで、勝手にやっていたんですね。図書館側からしたらリスク

はあるんだけど、リスクを承知でやっていく。日本はアメリカで成功したものを4~5年か10年遅れて立法で導入するっていう、必ずアメリカに遅れる構造になっているので、著作権法の今の在り方がいいのかっていうところは随分議論がある感じですね。

オープンアクセスについて

——オープンアクセスの話もお伺いしたいと思います。

先生はこちらから依頼させていただいて公開した論文なんかもありましたし、先生側からこちらを公開してほしいということで依頼を受けたこともあったと思うんですけども。オープンアクセスに対する意識というか、ご自身の成果はなるべくオープンにしたいっていうふうを意識されていますか。

木下：それはたぶん私に限らず、研究者は一人でも多くの人に読んでもらいたいと思って論文を書いているので、当然可能であればオープンアクセスは希望される先生が多いんじゃないかなと思います。また、送らせていただいたのは、神戸大学の『凌霜』[\[17\]](#)という雑誌で同窓会誌なんですけど、同窓会誌は同窓会の方だけが見るっていうことで普通はなかなか手に入らないものなので、オープンアクセスにさせていただいた方が今後散逸もしないですし、いろんな人が見られるかなと思って提案させていただきました[\[18\]](#)。この記事については、ツイートもされて、やっぱりオープンアクセスは特にメリットがあるんだなと思いました。

あと、これも日本の法学特有の事情なんですけど、見る側の立場として、やっぱりさっきいったようにほとんどが紙媒体で印刷しないと手に入らないので、オープンアクセスで手に入る文献って非常に貴重ですね。多くの研究者はある新しいテーマについて何か研究しなきゃいけないっていうことになったら、おそらくまずはネットでオープンアクセスの文献読んで、そこで問題となる論点とか主要業績とかをつかんで、それで文献をピックアップした上で図書館に行ってコピーするっていう、そういうスタイルを取っているんじゃないかなって思います。

他方で、やっぱり日本でオープンアクセスを拡大するって、限界もあると思います。確かに知識は共有すべきものなんですけど、一方で出版社さんの努力や労力は、やっぱり否定できないと思うんですね。出版社って単なる媒体じゃなくて、私自身も出版企画から様々に意見をもらったり、あるいは出版社の人がこの人とこの人をコラボレーションするような企画をしたり、それで進めているところがありますね。例えば『精読憲法判例』ってさっき紹介した私が編集代表者で出している教材は、おかげさまでかなり売っていて、多くのロースクールで教材として使っていただいているんですけど、その背後にやっぱり出版社さんの、かなり力量のある編集者なんですけど、その方の努力はすごいありましてですね。優れた編集者がいて優れた作品があるっていうのは間違いないです。その編集者さんは書籍の売上で収入を得ているので、全部オープンアクセスになってしまうと、結局編集者さんが食べていけなくなって、結局優れた論文も生み出されなくなるっていう、その問題はやっぱりあるんだろうなと思っています。それをどう解決するかっていう話なんですけど、私の考えでは、やっぱりセットで出版社や編集者さんにも利益が還元されるシステムにしないとオープンアクセスってのは成功しないんじゃないかなと思っています。特に編集者さんや出版社への還元っていうのは、まだ今のオープンアクセスのシステムではないですよ？

——そうですね、特に国内だとそれが顕著かと思います。海外ですと、出版社が公開のプラットフォームを持っていて、そこに出版社自らが公開するための費用を研究者から取るという、利益を得るような流れもありますけど。国内ではまず出版社が公開用のプラットフォームを持っているようなところが少ない、ってなるとやっぱり機関リポジトリなどでオープンにしていけるしかなくないけども、そうなるが無償でただただ公開してしまうしかなくなっているっていう現状がありますね。

木下：そうですね。論文もやっぱり編集作業が入るので、そこはただで出来るものじゃないんで、そこが重要なんです。ありうる制度設計としては、例えばアメリカやイギリスだと大学出版会がとて強いんですけど、日本も大学の出版社をもっと強くして優秀な編集者さんたちを雇って、そこが出版・編集とかそういう企画とかをして、そして出来た論文をオープンアクセスにしてっていう、そういうのも一つのあり得る可能性でもあります。あるいは、大学が例えばオープンアクセスにした論文に、アクセスがたくさんあったら、アクセス数に応じて出版社にお金を支払うとか。そういった還元する方法とセットに進めていくべきものなのか

なって思います。

先ほどの図書館で資料のコピーがメール送信できるってシステムについては権利者には補償金という形でお金が還元されるシステムになるみたいなんですけど、出版社には還元されないみたいなので、ちょっとその点はどうなのかなってところはあるところなんです。他方でオープンサイエンスの問題として、エルゼビアに代表されるですね、巨大出版社が、日本だと出版不況っていうことでどんどんそういう学術出版社が潰れていく中で、巨額の費用……ちょっと調べたら Netflix の2倍のスピードで収益を上げている[19]らしいんですね。基本的にはありえないじゃないですか。まさにですね、図書館でエルゼビアなどに払う費用が毎年毎年どんどん値上がりして、しかも今年円安だからもっと大変かもしれない。議論があるかもしれないですけど、私はやっぱり独占利潤を獲得していると思ってまして、足元見られているといいますか。有名な『Cell』とか『The Lancet』とかを全部エルゼビアが持っているんですけど、それなくしては研究できないので大学としては払わざるを得ないっていう感じがなと思います。大学が、それこそエルゼビアに払うお金が足りないから人を雇えない、研究者を雇えないとかスタッフを雇えないとかいったことが起こりうるわけです。しかも税金が科研費とかで投入されていると思うんですけど、その膨大なお金の多くの部分がエルゼビアなどの独占利潤、海外に送金されていてその人たちを肥やしているということで、ちょっとありえない状況にはなっていると思うんですね。これをどうするのかっていうのは、まさに世界的な問題なのではないかなと思います。

図書館サービスについて

木下：ハーバードだからかもしれないんで一般化できないんですけど、アメリカの図書館の司書さんもとても優秀で、法学部だけで各国専門の司書さんがいるんですよ。日本人の方もおられて日本専門の司書さんや中国専門の司書さんがいて、その方が日本の文献で新しいのが出たかどうかチェックしてそれを入れるようにしているんですね。そのような人が各国ごといらして、ものすごい文献収集とかにお金が使われています。その図書館も本が膨大にあるので、離れたところに巨大な倉庫を図書館が借りていて、Amazon みたいですが、そこから頼んで依頼して運んでくるっていうそういうシステムになっていました。これもさっきの編集者の話と共通するんですけど、日本の本当に因習的な悪いところでロジスティックっていうか、裏方っていうかそこがやっぱり一番重要だけどそこにお金を費やさない。効率が悪いといわれるんですけど、やっぱり図書館とか基本的なそういうロジスティックが充実しないと研究もやっぱり充実していかないのは当たり前で、もっと図書館に予算を入れてやっていかないと駄目なのかなというふうに思いました。アメリカだと競争が非常に激しくて、研究者を目指していたけれども、図書館の司書さんになった、専門的な知識を持っている方がたくさんいらっしゃいますね。

——日本の図書館だとやっぱりこういういろんな分野がある大学の図書館であっても文学系が多かったりとか。

木下：そうですね。専門性があつた方が当該専門分野の文献の調査・収集や学生の調べ方の指導がより効率的にできたりするような気がします。

ちなみになんですけど、国立国会図書館では資料を複写カウンターに持っていったら有料で複写してくれたり、遠隔依頼で郵送してくれたりするじゃないですか。例えば社会科学系図書館でメールやシステムで依頼をして、その印刷したものを置いてくれるサービスは今の段階だとないんですかね。

——当館所蔵資料の複写サービスをするには、人出が足りないですね。

木下：やっぱりそうですね。やっぱり、そこにつける。コピー担当のバイトとか雇えたりしないんですかね。

——今コロナ禍だから学生バイトの雇用は難しいと思いますが……

木下：例えば神戸大学で、神戸大学にない文献のコピーを郵送してくださいって頼んだら有料でやってくれますよね。神戸大学も

同じように他機関から依頼されたら複写しているんですよね。

—はい。他大学の依頼を受けて、それをコピーして封筒に入れて送っています。

木下：神戸大学の人から神戸大学に同じように依頼されてもそれはしないんですよね。

—今のルールだと、それをやりはじめると人手が足りないということで。

木下：それなんかすごい矛盾だなと前から思っていたんです。そうしたらコピーのことだけ考えると神戸大学で本を買わない方がいいんじゃないかって。

—学内の他館ならやっていますね。学内の他キャンパスにあるものは他大学と同じように複写をしています。

木下：他館からなら OK ということなんですね。その制限をなくすとパンクするからっていう。

—そうですね。

木下：できるようになったらだいぶ変わってくるかなって思います。1人ぐらいいたらできる？ 1人じゃ足りなくなりますかね。

—どれくらい申し込みがあるかが読めないですね。

今だにご自分でされている先生が代理を依頼できるってなった場合、どれぐらい図書館に依頼するかによって必要人数が変わってくると思います。もしサービスがはじまると先生が今までコピーせずに買っていた本まで依頼するかもとなると読めないですよね。

木下：逆にいうとそれだけ需要があるから、それだけ研究をしやすくなることは間違いない。本を買う予算も減るし。

—すぐには難しそうですが、貴重なご意見ありがとうございます。

インタビュー：附属図書館 川下, 久我, 松村 (2021.12.14)

[1] 『精読憲法判例』

人権編 https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/opac_link/bibid/2002219057

統治編 https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/opac_link/bibid/2002282420

[2] 法科大学院適性試験（独立行政法人大学入試センター）

https://www.dnc.ac.jp/about/center_gaiyou/enkaku/houkadaigakuin.html

[3] 「"知"は誰のものか ～インターネット時代の大論争～」 <https://www.nhk.or.jp/special/detail/20020714.html>

[4] “The Freedom of Imagination: Copyright's Constitutionality” The Yale Law Journal, 112(1), 2002.

<https://www.yalelawjournal.org/article/the-freedom-of-imagination-copyrights-constitutionality>

[5] 『知的財産法制と憲法的価値』 https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/opac_link/bibid/2002298797

[6] 「職業の自由と自己統治：ブランダイスが残した一つの可能性」 憲法問題, 36-52, 30, 2019-05-03

http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/90008194

[7] 「著作権法の憲法適合的解釈に向けて：ハイスコアガール事件が突き付ける課題とその克服」

ジュリスト = Monthly jurist (1478), 46-52, 2015-04 <https://cir.nii.ac.jp/crid/1010000782143972105>

[8] Hein Online <https://lib.kobe-u.ac.jp/database/1554/>

[9] Westlaw Next <https://lib.kobe-u.ac.jp/database/1651/>

[10] LEX/DB インターネット（TKC 提供） <https://lib.kobe-u.ac.jp/database/1588/>

[11] Dropbox <https://www.dropbox.com/ja/>

[12] SSRN <https://www.ssrn.com/index.cfm/en/>

[13] 暗号通貨を採掘するプログラムである「Coinhive（コインハイブ）」をウェブサイトを設置した人々が検挙された事件。このインタビュー後の1月20日に最高裁判所で無罪が確定した。

[14] 「サイト訪問者のPC、無断で「採掘」は適法？ 分かれた一・二審、最高裁年明け判決へ」

<https://www.asahi.com/articles/DA3S15138735.html>

[15] 「22年度から使用、高校教科書 国語「現代社会のよう」 論理的思考養成に重点」

<https://mainichi.jp/articles/20210331/ddm/003/100/114000c>

[16] 一定の条件を満たしていれば、作者の許諾なく著作物を利用しても著作権侵害とみなされないことを示した法原理。

[17] 『凌霜』 https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/opac_link/bibid/3000016182

[18] 「アメリカ留学を終えて」 凌霜 (427), 42-45, 2020-10 http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/90007579

[19] “The war to free science”

<https://www.vox.com/the-highlight/2019/6/3/18271538/open-access-elsevier-california-sci-hub-academic-paywalls>